

平成27年9月定例会

議案説明資料  
予算に関する説明書  
(平成27年度9月補正予算関係)

教育委員会

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満の四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

【予算関係】  
（一般会計）

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	平成27年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 教育総務課 特別支援教育課	1 2
	2 歳入歳出事項別明細書		3~4
	3 節の明細		5

【予算関係以外】  
（議案）

議案番号	件名	課名等	頁
第11号	工事請負契約（県立鳥取西高等学校整備事業（8工区）（建築））の締結について	教育環境課	6

（報告）

報告番号	件名	課名等	頁
第1号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(1) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成27年6月27日専決）	人権教育課	7
	(2) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る和解について（平成27年6月27日専決）	人権教育課	8
	(9) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成27年8月11日専決）	人権教育課	9
第7号	長期継続契約の締結状況について	教育総務課	10

議案説明資料総括表

教育委員会(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考	
				国 支 出	庫 金	起 債	そ の 他		一 般 財 源
(一般会計) 教育総務課	54,907,187	3,476	54,910,663					3,476	
特別支援教育課	590,418	1,080	591,498					1,080	
合計	73,358,643	4,556	73,363,199					4,556	県費負担額 4,556

(一般関係)	
教育総務課 特別支援教育課	(新) チーム特別支援学校医療的ケア充実プロジェクト事業

10 款 教育費

1 項 教育総務費

5 目 教育振興費

5 項 特別支援学校費

2 目 特別支援学校費

教育総務課 (内線: 7936)

特別支援教育課 (内線: 7575)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) チーム特別支援学校医療的ケア充実プロジェクト事業	人件費	0	3,476	3,476			3,476	
	事業費	0	1,080	1,080			1,080	
トータルコスト	0	4,556	4,556	(補正に係る主な事業内容)				
従事する職員数	0.0人	0.5人	0.5人	常勤看護師配置、教育支援チーム業務拡充				
工程表の施策目標(指標)	特別支援教育の充実							

事業内容の説明

1 事業の概要

医療的ケア(痰の吸引、経管栄養、薬液の吸入等)を必要とする児童生徒等への支援の充実を図るため、新たに鳥取養護学校へ常勤看護師(正職員)を1名配置する。

また、県立特別支援学校における医療的ケアの実施内容や学びの場の決定に関する助言を受けることができるよう「教育支援チーム」の業務を拡充する。

なお、以上に加え、医療的ケアに係る対応要領等の明確化、看護師の意思決定過程等への参画・教職員との情報共有を図ることにより、校長のリーダーシップのもと、チーム特別支援学校として、組織内の連携強化に取り組む。

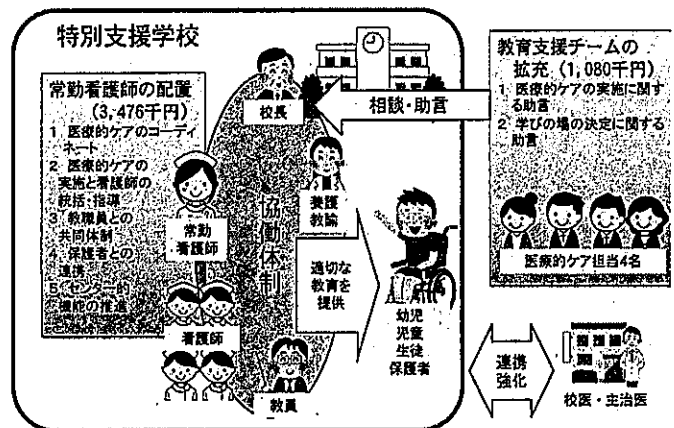
2 事業内容

(単位: 千円)

項目	予算額	内容
常勤看護師の配置	3,476	新たに鳥取養護学校へ常勤看護師1名を配置し、常勤1名、非常勤5名の看護師による医療的ケアの実施体制の強化を図る。
「教育支援チーム」の拡充	1,080	特別支援教育に関する「教育支援チーム」の業務を拡充し、医療的ケアの実施内容や学びの場の決定に関する助言機能の充実を図る。 ○教育支援チームメンバーの増員 10名→14名 …医師、看護師、大学教授、退職校長等
合計	4,556	

3 これまでの取組状況、改善点

- 常勤看護師を配置することで、非常勤看護師では十分な対応が困難であった関係機関等との連携・連絡調整、協議会や校内・校外研修への参加や、ケア実施内容に関する看護師の意見集約を行うことにより、医療的ケア実施体制を充実させる。
- 医療的ケアの実施内容や学びの場については、学校長の判断で決定しているが、判断が難しいケースが増えてきており、専門的な知識を有する者からの助言を受けることができる体制を整備する。



<参考> 鳥取養護学校における医療的ケアを必要とする児童生徒等の人数と学校看護師の配置数の推移

年度	H23	H24	H25	H26	H27
児童生徒数	18人	24人	25人	28人	33人
看護師数	2人	3人	4人	5人	5人

平成27年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

款 項 目	10款 教育費								
	節 別	補正前	補正額	補正後	1項 教育総務費				
					補正前	補正額	補正後	5目 教育振興費	
							補正前	補正額	補正後
1 報 酬	1,734,940		1,734,940	305,959		305,959	130,612		130,612
2 給 料	26,802,129	1,849	26,803,978	476,076		476,076			
3 職 員 手 当 等	17,743,368	972	17,744,340	405,455		405,455			
4 共 済 費	8,390,954	655	8,391,609	197,676		197,676	19,403		19,403
5 災 害 補 償 費									
6 恩 給 及 び 退 職 年 金	84,163		84,163	84,163		84,163			
7 賃 金	30,609		30,609	5,493		5,493			
8 報 償 費	159,719	828	160,547	91,501	828	92,329	28,410	828	29,238
9 旅 費	617,916	252	618,168	315,220	252	315,472	59,574	252	59,826
費用弁償	32,573		32,573	19,215		19,215	10,996		10,996
普通旅費	506,362		506,362	244,370		244,370	30,415		30,415
特別旅費	78,981	252	79,233	51,635	252	51,887	18,163	252	18,415
10 交 際 費	360		360	360		360			
11 膳 用 費	1,226,396		1,226,396	763,795		763,795	17,245		17,245
12 役 務 費	263,210		263,210	164,038		164,038	14,606		14,606
13 委 託 料	6,313,482		6,313,482	671,520		671,520	255,980		255,980
14 使用料及び賃借料	1,332,722		1,332,722	1,057,982		1,057,982	26,800		26,800
15 工 事 請 負 費	5,351,067		5,351,067	4,035,975		4,035,975			
16 原 材 料 費	8,825		8,825						
17 公有財産購入費	46,056		46,056						
18 備 品 購 入 費	267,400		267,400	108,768		108,768	8,293		8,293
19 負 担 金、補 助 金 及 び 交 付 金	1,635,471		1,635,471	1,242,791		1,242,791	82,445		82,445
20 扶 助 費	130,810		130,810	130,660		130,660	130,660		130,660
21 貸 付 金	840		840	840		840			
22 補 償、補 填 金 及 び 賠 償 金	118,322		118,322						
23 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料	345,265		345,265	345,265		345,265			
24 投 資 及 び 出 資 金									
25 積 立 金	250,998		250,998	250,144		250,144			
26 寄 付 金									
27 公 課 費	603		603	489		489	62		62
28 繰 出 金	503,018		503,018	503,018		503,018			
予 備 費									
計	73,358,643	4,556	73,363,199	11,157,188	1,080	11,158,268	774,090	1,080	775,170
財 源									
内 庫 支 出 金	10,825,288		10,825,288	1,095,659		1,095,659	145,189		145,189
地 方 債	3,283,000		3,283,000	2,959,000		2,959,000			
そ の 他	7,693,653		7,693,653	714,289		714,289	10,317		10,317
一 般 財 源	51,556,702	4,556	51,561,258	6,388,240	1,080	6,389,320	618,584	1,080	619,664

平成27年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書  
(単位:千円)

款 項 目	5項 特別支援学校費					
	2目 特別支援学校費					
	節 別	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額
1 報 酬	183,408		183,408	181,450		181,450
2 給 料	3,011,766	1,849	3,013,615	3,011,766	1,849	3,013,615
3 職 員 手 当 等	1,659,895	972	1,660,867	1,659,895	972	1,660,867
4 共 済 費	938,273	655	938,928	938,273	655	938,928
5 災 害 補 償 費						
6 恩 給 及 び 退 職 年 金						
7 貸 金	3,142		3,142	3,142		3,142
8 報 償 費	11,756		11,756	4,054		4,054
9 旅 費	35,853		35,853	2,796		2,796
費 用 弁 償	432		432	160		160
普 通 旅 費	32,964		32,964	1,144		1,144
特 別 旅 費	2,457		2,457	1,492		1,492
10 交 際 費						
11 需 用 費	176,746		176,746	3,208		3,208
12 役 務 費	17,637		17,637	1,991		1,991
13 委 託 料	67,906		67,906	20,000		20,000
14 使用料及び貸借料	16,791		16,791	4,230		4,230
15 工 事 請 負 費	264,597		264,597	264,597		264,597
16 原 材 料 費						
17 公 有 財 産 購 入 費						
18 備 品 購 入 費	19,102		19,102	1,041		1,041
19 負 担 金 、 補 助 金 及 び 交 付 金	3,720		3,720	3,720		3,720
20 扶 助 費						
21 貸 付 金						
22 補 償 及 び 補 填 金						
23 償 還 金 、 利 子 及 び 割 引 料						
24 投 資 及 び 出 資 金						
25 積 立 金						
26 寄 付 金						
27 公 課 費						
28 繰 出 金						
予 備 費						
計	6,410,592	3,476	6,414,068	6,100,163	3,476	6,103,639
財 源						
財 庫 支 出 金	848,636		848,636	843,011		843,011
地 方 債	198,000		198,000	198,000		198,000
内 所 の 他	40,987		40,987	35,323		35,323
一 般 財 源	5,322,969	3,476	5,326,445	5,023,829	3,476	5,027,305

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
10款 教育費		
5項 特別支援学校費		
2目 特別支援学校費		
給料	看護師	1人

条 例 名 等	工事請負契約（県立鳥取西高等学校整備事業（8工区）（建築））の締結について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 工事請負契約をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 工事名 県立鳥取西高等学校整備事業（8工区）（建築）</p> <p>(2) 工事場所 鳥取市東町二丁目</p> <p>(3) 契約の相手方 県立鳥取西高等学校整備事業（8工区）（建築）やまこう・藤原・千代田特定建設工事共同企業体 代表者 鳥取市南限255番地 やまこう建設株式会社 代表取締役社長 岸 本 行 正  鳥取市千代水一丁目17番地 株式会社藤原組 取締役社長 藤 原 正  鳥取市二階町三丁目210番地 株式会社千代田工務店 代表取締役 荒 田 潤 之 介</p> <p>(4) 契約金額 999,000,000円</p> <p>(5) 工事費の減による減額 工期内において、契約金額が適正な工事費より過大となったと認められる場合は、上記契約金額から当該過大となった額を減額するものとする。</p> <p>(6) 工事完成期限 平成28年12月15日</p> <p>(7) 契約締結の方法 制限付一般競争入札</p>



件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について  (1) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について  (平成27年6月27日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由  地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要  (1) 請求の相手方  鳥取市内 個人2名(借受者及び連帯保証人)</p> <p>(2) 請求の趣旨  鳥取県育英奨学資金貸付金の借受者及びその連帯保証人である相手方に対し、当該貸付金の返還を求めるとともに、訴訟費用の負担を求める。併せて、当該貸付金の返還について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>(3) 請求までの経過  ① 平成17年の返還開始当初は定期的に返還されていたが、平成18年以降は、長期にわたって返還のない状況が続いていた。平成21年以降、不定期に少額の一部返還があったが、平成25年4月の一部返還を最後に滞納が続いていた。  ② 返還期限を指定して一括返還を求めたが履行されなかった。  ③ 支払督促を裁判所に申し立てたところ、分割支払の異議申立てがあり、民事訴訟法の規定により訴訟へ移行した。</p> <p>(4) 訴訟の方針  第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。</p> <p>【参考】  管轄裁判所は、鳥取簡易裁判所である。</p>

件名 議会の委任による専決処分の報告について  
 (2) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る和解について  
 (平成27年6月27日専決)

1 提出理由  
 (1) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還金の滞納者（借受者及び連帯保証人）に対し支払督促を行ったところ、異議申立てが行われ、民事訴訟法の規定により訴訟に移行した。  
 (2) 訴訟の過程において相手方と和解に向けた話し合いを行い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。

2 概要  
 (1) 和解の要旨

区分	訴訟の概要	和解の概要
相手方	倉吉市内 個人2名 (借受者及び連帯保証人)	同左
相手方の債務の内容	未償還金の一括返還を求めめる。	未償還金を分納する。
額	未償還金全額	同左
返還方法	一括返還	① 相手方は、連帯して893,218円（内訳 育英奨学資金の未返還額664,200円、延滞金217,920円、支払督促申立手続費用7,598円、追納手数料3,500円）を平成27年7月から全額返還するまでの間、毎月月末までに15,000円ずつ（最終支払月にあっては8,218円）県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、その金額が30,000円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。

(2) 和解までの経過  
 ① 平成16年の返還開始当初は納期限の遅延はあったものの定期的に納付されていた。平成19年以降、滞納が続き、平成24年に一部納付された後、連絡もとれなくなった。  
 ② 返還期限を指定して一括返還を求めたが履行されなかった。  
 ③ 支払督促を裁判所に申し立てたところ、分割支払の異議申立があり、民事訴訟法の規定により訴訟へ移行した。  
 ④ 訴訟の過程において相手方との話し合いを行ったことで、和解できる状況が整った。

(3) 和解の理由  
 次の理由から、県として受け入れることができる内容であると判断した。  
 ① 和解の相手方の経済状況からみて、未償還金を一括返還することが困難であること。  
 ② 返還の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。

【参考】  
 管轄裁判所は、倉吉簡易裁判所である。  
 当該事案に係る訴えの提起の専決処分は、平成27年6月議会で報告済である。

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について  (9) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について  (平成27年8月11日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由  地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 請求の相手方  鳥取市内 個人1名（借受者）</p> <p>(2) 請求の趣旨  鳥取県育英奨学貸付金の借受者である相手方に対し、当該貸付金の返還を求めるとともに、訴訟費用の負担を求める。併せて、当該貸付金の返還について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>(3) 請求までの経過</p> <p>① 平成18年の返還開始当初より未納となっていた。平成21年から平成25年まで、不定期に少額の一部返還があったが、平成25年2月の一部返還を最後に滞納が続いていた。</p> <p>② 返還期限を指定して一括返還を求めたが履行されなかった。</p> <p>③ 支払督促を裁判所に申し立てたところ、分割支払の異議申立てがあり、民事訴訟法の規定により訴訟へ移行した。</p> <p>(4) 訴訟の方針  第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。</p> <p>【参考】  管轄裁判所は、鳥取簡易裁判所である。  連帯保証人については、訴えの提起に至ることなく債務名義が確定している。（支払督促に対して異議申立てがなかった。）</p>

長期継続契約の締結状況について

報告第7号  
[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	教育総務課	物品 保守	プリンター	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	139,988	平成27年6月1日 ～平成30年5月31日	鳥取県教育委員会 事務局教育総務課